

2020 March

3月

MONTHLY REPORT

保証月報



沖縄国際洋蘭博覧会



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

*** 月報をご覧くださいに当たってのご注意 ***

◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、
構成比の合計が100.00%とならない事があります。

表紙の写真「沖縄国際洋蘭博覧会」

国際的なラン展としては最も古い歴史をもち、今年で 34 回目を迎えた「沖縄国際洋蘭博覧会」。

毎年 2 月上旬に国営沖縄記念公園（海洋博公園）内の熱帯ドリームセンターにて開催されています。全国、国外からも選りすぐりのランが集まり、中には「内閣総理大臣賞」が授与されたランや、他にも色鮮やかな幻想的な景色が目の前に広がり、訪れる人を楽しませていきます。

保証月報

令和 2 年 4 月発行

発行 沖縄県信用保証協会

業務概況推移

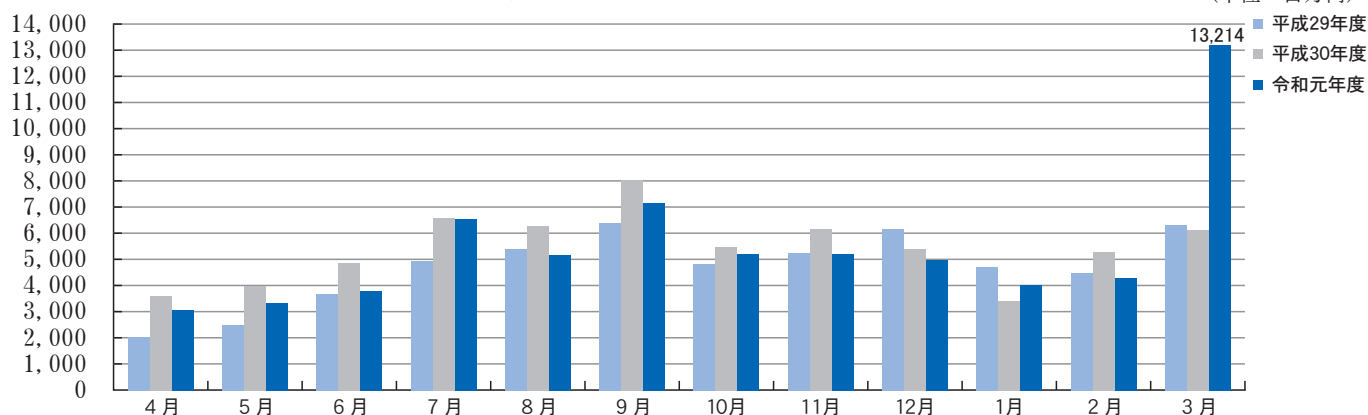
(令和2年3月)

(単位：千円、%)

項目	当 月 中				当 期 中			
	件数	金 額	前 年 比		件数	金 額	前 年 比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	1,001	18,023,235	252.1	269.9	4,640	76,494,281	115.3	109.6
保 証 承 諾	783	13,213,925	200.8	215.7	4,165	66,174,641	109.9	102.1
保 証 債 務 残 高					10,482	122,536,814	99.1	101.9
代 位 弁 済(元利)	11	58,968	0.0	0.0	245	2,358,931	116.7	124.4

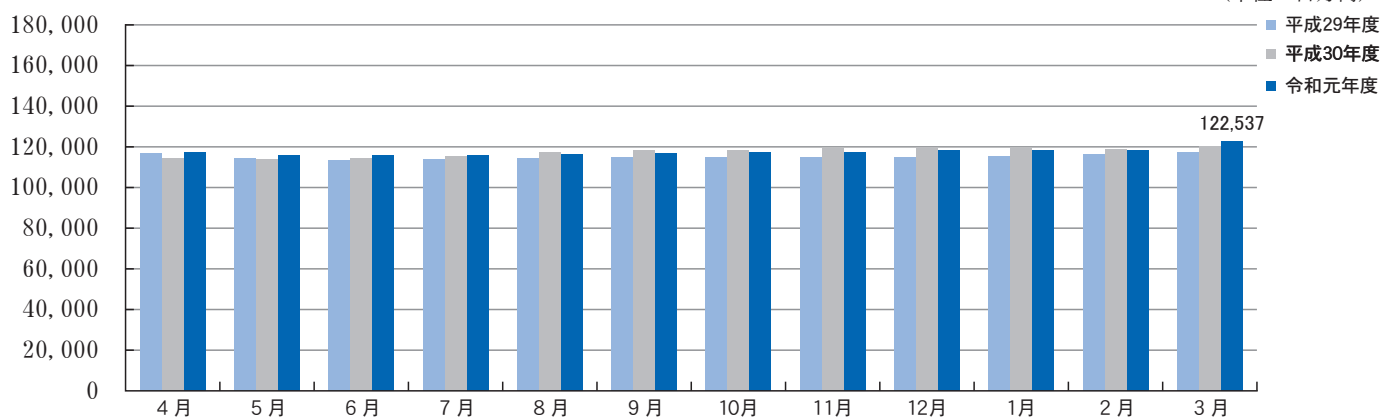
保 証 承 諾

(単位：百万円)



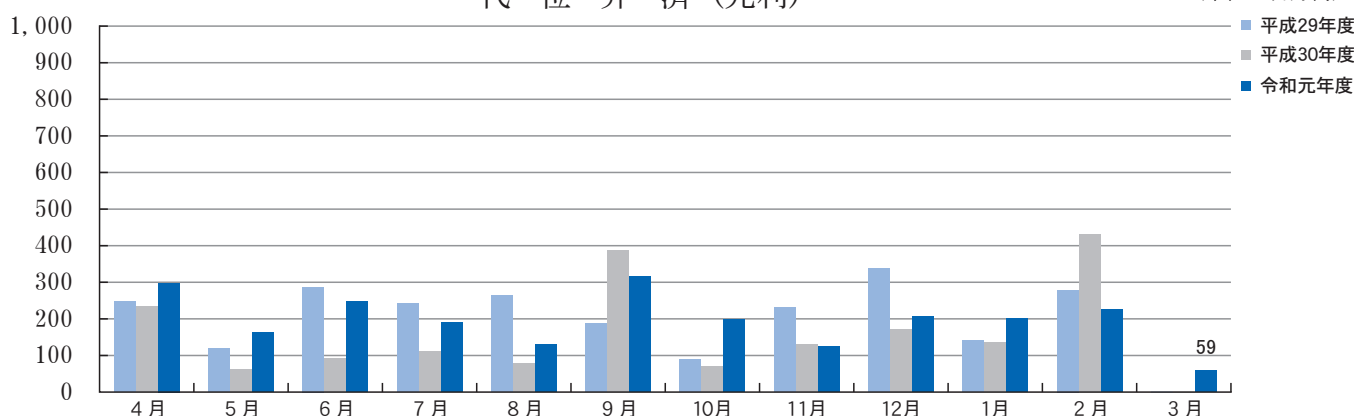
保 証 債 務 残 高

(単位：百万円)



代 位 弁 済 (元利)

(単位：百万円)



保証状況

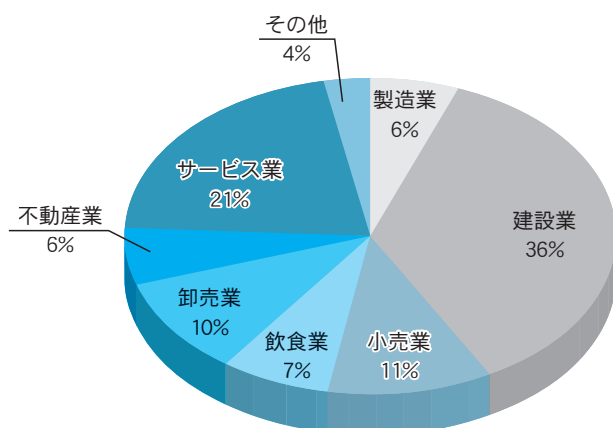
(令和2年3月)

(1)業種別

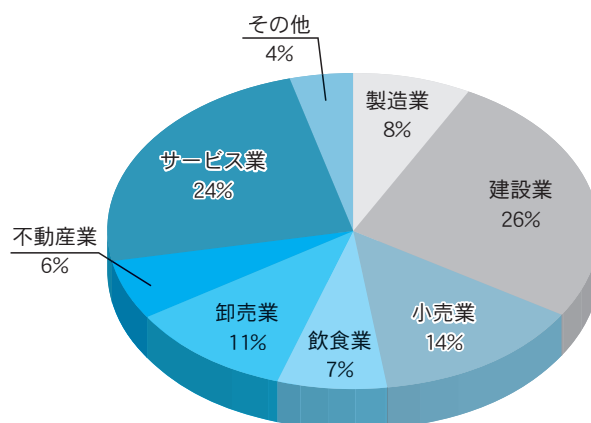
(単位：千円、%)

	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	835,250	187.5	3,750,150	96.5	10,003,414	97.4	0	0.0	456,826	187.7
建設業	2,193,575	131.4	23,706,145	97.6	31,924,852	96.2	9,019	0.0	460,421	180.2
小売業	2,104,130	216.1	7,016,667	101.3	16,739,621	102.7	4,281	0.0	194,047	60.7
飲食業	1,893,600	454.6	4,703,550	147.7	8,910,227	117.2	9,609	0.0	239,096	110.5
卸売業	1,679,000	247.1	6,905,926	103.5	13,536,208	97.3	0	0.0	325,011	109.7
不動産業	364,280	75.3	4,027,340	76.9	7,015,819	110.6	0	0.0	13,935	315.2
サービス業	3,571,690	295.7	13,850,680	110.6	29,335,614	105.4	36,059	0.0	588,794	120.0
その他	572,400	228.0	2,214,183	106.3	5,071,058	107.0	0	0.0	80,801	114.1
合計	13,213,925	215.7	66,174,641	102.1	122,536,814	101.9	58,968	0.0	2,358,931	124.4

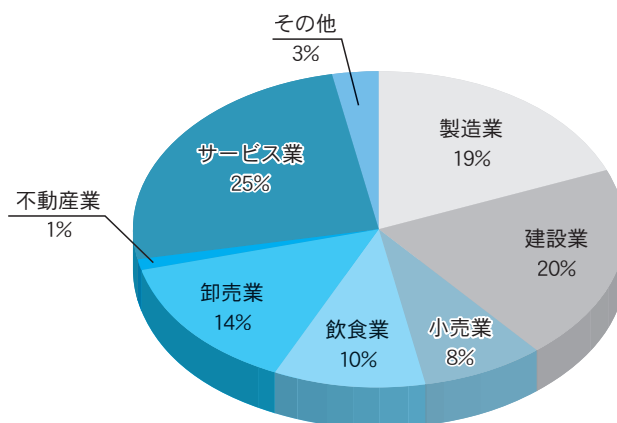
業種別保証承諾（当月中）



業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当月中）



(2)市町村別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	319	5,844,290	1,229	20,314,321	109.0	30.7	3,005	35,566,109	105.4	29.0	71	650,883	110.4	27.6
宜野湾市	46	681,900	257	3,606,270	109.6	5.4	695	7,295,519	108.0	6.0	12	72,383	38.2	3.1
石垣市	28	600,500	195	3,075,250	106.1	4.6	496	5,370,829	101.3	4.4	16	108,128	133.4	4.6
浦添市	57	974,200	352	6,188,020	86.8	9.4	940	12,255,330	97.3	10.0	15	113,736	118.0	4.8
名護市	21	258,600	137	2,067,250	95.7	3.1	311	3,741,886	99.8	3.1	6	74,153	53.3	3.1
糸満市	24	402,600	141	2,135,583	92.4	3.2	347	3,955,987	94.4	3.2	18	268,900	938.3	11.4
沖縄市	42	498,580	328	5,470,230	96.4	8.3	845	10,124,221	100.4	8.3	30	267,557	105.2	11.3
豊見城市	35	591,530	187	3,467,240	152.9	5.2	476	6,031,674	111.8	4.9	16	165,474	226.9	7.0
うるま市	23	350,000	253	3,454,856	96.2	5.2	672	7,071,608	96.3	5.8	24	324,149	364.2	13.7
宮古島市	24	397,560	186	2,484,580	106.6	3.8	387	4,269,644	102.0	3.5	3	17,239	156.5	0.7
南城市	13	182,700	85	1,195,896	82.4	1.8	212	2,291,702	96.0	1.9	2	8,834	0.0	0.4
国頭郡 国頭村	0	0	6	114,800	199.7	0.2	15	182,523	147.4	0.1	1	4,168	0.0	0.2
国頭郡 大宜味村	0	0	17	312,400	129.1	0.5	32	392,795	101.9	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 東村	0	0	5	104,800	0.0	0.2	8	107,725	572.7	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	3	10,700	20	210,700	38.4	0.3	54	700,219	74.5	0.6	1	8,210	0.0	0.3
国頭郡 本部町	8	79,300	47	739,580	98.5	1.1	115	1,247,499	92.6	1.0	1	3,156	11.3	0.1
国頭郡 恩納村	19	366,000	44	754,600	177.8	1.1	81	1,047,874	124.5	0.9	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	1	5,000	16	222,000	79.9	0.3	33	298,696	78.0	0.2	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	4	42,715	37	577,815	93.7	0.9	54	772,287	87.5	0.6	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	3	68,000	8	125,800	63.4	0.2	20	208,881	70.4	0.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	17	314,300	62	908,100	121.7	1.4	182	1,664,805	108.6	1.4	2	24,592	150.2	1.0
中頭郡 嘉手納町	3	41,000	20	375,200	94.0	0.6	51	604,460	94.5	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	24	517,700	92	1,713,470	99.2	2.6	265	3,606,414	104.5	2.9	9	58,223	124.9	2.5
中頭郡 北中城村	6	96,500	40	697,100	109.6	1.1	112	1,566,561	107.9	1.3	1	18,691	45.7	0.8
中頭郡 中城村	6	94,500	58	902,650	96.8	1.4	169	2,176,846	98.1	1.8	5	44,653	713.4	1.9
中頭郡 西原町	19	306,550	88	1,237,710	67.8	1.9	283	3,107,183	102.4	2.5	2	24,114	57.2	1.0
島尻郡 与那原町	8	128,000	51	811,400	106.6	1.2	131	1,393,395	101.9	1.1	2	6,554	97.1	0.3
島尻郡 南風原町	10	105,500	84	1,182,490	100.4	1.8	227	2,400,155	93.7	2.0	3	17,280	40.0	0.7
島尻郡 渡嘉敷村	0	0	3	21,500	0.0	0.0	8	67,837	120.8	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	2	12,000	5	31,400	98.9	0.0	14	98,062	76.1	0.1	1	7,307	0.0	0.3
島尻郡 南大東村	1	5,200	5	70,700	42.0	0.1	9	151,168	102.5	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	0	0	5	69,000	77.5	0.1	7	78,029	90.3	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	0	0	3	28,000	98.2	0.0	3	14,433	66.4	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	5	95,700	37	631,480	109.5	1.0	58	865,057	109.6	0.7	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	11	140,800	53	751,200	97.6	1.1	140	1,344,094	102.3	1.1	4	70,547	0.0	3.0
宮古郡 多良間村	0	0	1	20,000	285.7	0.0	2	20,300	845.8	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	1	2,000	8	101,250	244.0	0.2	17	199,603	120.0	0.2	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	5	243,970	83.6	0.2	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,436	33.5	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	783	13,213,925	4,165	66,174,641	102.1	100.0	10,482	122,536,814	101.9	100.0	245	2,358,931	124.4	100.0

(3)期間別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3 ヶ 月 以 内	36	617,700	190	2,983,590	104.6	4.5	79	1,192,395	154.7	1.0	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	20	246,360	381	5,873,070	82.9	8.9	212	3,115,439	86.3	2.5	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1年以内	58	1,079,700	1,286	24,622,206	94.8	37.2	1,276	23,515,193	102.2	19.2	14	171,877	142.4	7.3
1年超2年以内	3	24,000	27	318,500	40.1	0.5	50	937,230	88.4	0.8	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	11	127,400	42	284,823	81.2	0.4	104	416,515	76.3	0.3	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	3	4,750	19	99,420	86.3	0.2	61	186,263	85.8	0.2	1	12,306	692.4	0.5
4年超5年以内	43	493,860	331	2,958,390	118.2	4.5	1,168	6,991,866	98.9	5.7	25	91,637	120.2	3.9
5年超7年以内	522	9,185,960	1,156	16,315,370	207.3	24.7	3,213	26,137,649	123.8	21.3	85	461,385	95.5	19.6
7年超10年以内	83	1,220,195	701	11,294,175	72.2	17.1	4,157	53,809,394	93.9	43.9	118	1,547,609	141.8	65.6
10 年 超	4	214,000	32	1,425,097	88.2	2.2	162	6,234,869	113.0	5.1	2	74,118	114.9	3.1
合 計	783	13,213,925	4,165	66,174,641	102.1	100.0	10,482	122,536,814	101.9	100.0	245	2,358,931	124.4	100.0
平均保証期間		64.28ヵ月		45.24ヵ月										

(4)金融機関別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
み ず ほ 銀 行	0	0	11	479,000	66.5	0.7	73	2,342,576	90.9	1.9	0	0	0.0	0.0
三 菱 U F J 銀 行	0	0	5	125,000	70.8	0.2	49	796,919	65.9	0.7	0	0	0.0	0.0
鹿 児 島 銀 行	21	376,000	120	1,718,340	161.9	2.6	181	2,234,072	160.2	1.8	3	21,273	0.0	0.9
琉 球 銀 行	249	3,396,805	1,667	24,012,371	102.6	36.3	3,855	39,246,170	102.9	32.0	88	792,815	174.4	33.6
沖 縄 銀 行	347	7,043,230	1,509	26,806,867	96.2	40.5	3,821	54,247,770	100.2	44.3	77	753,030	89.8	31.9
沖縄海邦銀行	115	1,685,890	680	10,227,130	108.0	15.5	1,954	18,442,126	103.8	15.1	54	644,132	130.7	27.3
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	832	59.1	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	36	387,600	142	2,100,040	106.3	3.2	459	3,987,931	107.9	3.3	19	128,732	130.6	5.5
商工組合中央金庫	15	324,400	27	644,373	553.9	1.0	80	1,167,531	95.8	1.0	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	0	0	3	53,520	217.9	0.1	8	66,257	143.6	0.1	2	6,023	230.8	0.3
沖縄県信漁連	0	0	1	8,000	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	2	12,926	0.0	0.5
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	783	13,213,925	4,165	66,174,641	102.1	100.0	10,482	122,536,814	101.9	100.0	245	2,358,931	124.4	100.0

(5)資金使途別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	688	12,128,820	3,315	55,698,233	104.0	84.2	6,741	90,128,664	101.6	73.6	132	1,376,857	115.8	58.4
設 備 資 金	22	292,000	224	3,133,033	90.7	4.7	1,065	9,760,517	103.9	8.0	19	203,456	312.9	8.6
運転・設備資金	73	793,105	626	7,343,375	94.0	11.1	2,676	22,647,632	102.3	18.5	94	778,617	121.2	33.0
合 計	783	13,213,925	4,165	66,174,641	102.1	100.0	10,482	122,536,814	101.9	100.0	245	2,358,931	124.4	100.0

(6)保証金額別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	7	5,560	58	54,010	145.0	0.1	123	75,955	132.9	0.1	4	2,550	201.6	0.1
2,000千円以下	33	58,210	212	368,080	121.1	0.6	518	578,669	115.6	0.5	11	12,283	105.5	0.5
3,000千円以下	50	145,090	286	813,790	113.7	1.2	818	1,408,548	105.9	1.1	28	60,593	339.3	2.6
5,000千円以下	96	436,400	565	2,552,163	105.4	3.9	1,590	4,582,657	107.7	3.7	44	152,280	134.4	6.5
10,000千円以下	168	1,424,215	1,002	8,429,991	111.8	12.7	2,557	14,177,266	106.7	11.6	79	487,599	120.2	20.7
15,000千円以下	75	1,048,100	448	6,098,440	115.4	9.2	1,145	10,411,456	104.8	8.5	21	188,559	104.8	8.0
40,000千円以下	334	8,857,650	1,353	32,839,626	114.7	49.6	2,820	50,858,548	109.3	41.5	42	790,979	100.6	33.5
50,000千円以下	6	296,000	118	5,685,200	94.6	8.6	373	12,122,814	101.9	9.9	9	301,463	150.9	12.8
60,000千円以下	6	344,700	41	2,331,310	97.0	3.5	143	5,240,309	95.7	4.3	2	77,844	168.4	3.3
70,000千円以下	2	130,000	20	1,338,500	95.5	2.0	91	4,179,585	89.1	3.4	3	180,898	189.5	7.7
80,000千円以下	6	468,000	44	3,463,131	65.2	5.2	210	10,886,113	86.7	8.9	2	103,883	261.6	4.4
100,000千円以下	0	0	6	569,000	30.6	0.9	37	2,150,194	76.9	1.8	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	0	0	12	1,631,400	56.0	2.5	57	5,864,700	85.3	4.8	0	0	0.0	0.0
合 計	783	13,213,925	4,165	66,174,641	102.1	100.0	10,482	122,536,814	101.9	100.0	245	2,358,931	124.4	100.0
1件当たり保証金額		16,876		15,888										

(7)協会保証制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	63	1,273,810	671	13,538,219	85.2	37.7	2,015	25,088,725	99.5	38.7	57	420,812	95.9	37.9
先端設備等導入関連保証	0	0	1	7,800	0.0	0.0	1	7,670	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	2	6,928	51.2	0.0	0	0	0.0	0.0
小 口 零 細	0	0	2	9,000	0.0	0.0	9	35,123	104.9	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	3	50,000	254	6,086,500	91.8	17.0	253	5,956,600	92.8	9.2	1	39,862	0.0	3.6
当 座 貸 越	0	0	8	200,000	55.6	0.6	11	441,842	96.6	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	1	10,000	11	100,000	178.6	0.3	21	147,200	115.0	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	1	11,900	3	22,100	0.0	0.1	14	60,473	116.6	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業特定社債	0	0	13	800,000	125.0	2.2	41	2,437,680	112.3	3.8	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	0	0	6	510,400	99.4	1.4	6	510,400	99.4	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	90,485	89.3	0.1	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	1	30,000	1	30,000	0.0	0.1	13	72,214	56.2	0.1	1	10,497	153.8	0.9
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	364	2,419,479	61.4	3.7	14	175,104	347.6	15.8
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	2	1,853	11.1	0.0	1	14,052	0.0	1.3
借 換	11	319,300	97	2,791,300	75.8	7.8	814	13,721,390	88.6	21.2	19	292,697	116.7	26.3
新 1 0 0 0	5	32,000	15	89,600	179.9	0.2	79	213,937	90.8	0.3	2	10,456	86.7	0.9
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	15	103,530	61.3	0.2	0	0	0.0	0.0
経 営 力 強 化	1	12,700	1	12,700	15.9	0.0	29	873,655	84.3	1.3	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	31,330	84.8	0.0	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	2	84,960	164.3	0.2	23	931,027	89.6	1.4	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	28	151,250	239	1,511,510	138.6	4.2	463	2,393,818	172.5	3.7	19	94,576	273.5	8.5
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	3,552	80.4	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	42	540,400	744	9,868,300	101.1	27.5	673	8,987,733	116.1	13.9	4	53,467	108.9	4.8
経営力向上関連保証	0	0	2	81,000	0.0	0.2	3	137,808	196.9	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	39,254	98.1	0.1	0	0	0.0	0.0
財務要件型無保証人保証	0	0	1	127,000	0.0	0.4	1	116,000	0.0	0.2	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	156	2,431,360	2,071	35,870,389	92.2	100.0	4,861	64,834,336	97.6	100.0	118	1,111,523	123.9	100.0

(8)県融資制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
短期運転資金	26	261,560	342	5,019,390	107.4	20.8	242	3,141,184	109.6	8.0	7	56,013	1,625.3	6.1
経営振興資金	11	211,650	183	2,396,940	102.3	9.9	662	5,743,553	117.6	14.6	9	37,975	36.6	4.1
組織強化育成資金	0	0	2	19,600	166.7	0.1	15	81,927	94.0	0.2	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	14	76,600	133	856,210	112.2	3.5	486	2,039,118	115.9	5.2	17	48,891	109.8	5.3
創業者支援資金	30	255,400	177	1,178,480	108.6	4.9	457	2,317,470	146.2	5.9	10	54,690	160.7	5.9
ベンチャー支援資金	2	20,000	11	116,800	56.2	0.5	37	400,379	112.7	1.0	1	17,951	0.0	1.9
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	1	82,928	58.9	0.2	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	468	8,744,280	487	8,968,530	5,121.7	37.1	334	5,187,791	1,113.7	13.1	2	23,885	5,126.0	2.6
中小企業再生支援資金	3	158,000	22	802,337	60.2	3.3	122	4,104,032	109.8	10.4	10	221,130	362.3	24.0
雇用創出促進資金	5	104,000	32	736,700	214.3	3.0	103	1,454,987	146.4	3.7	6	68,806	186.3	7.5
オキナワ型産業振興	0	0	4	90,000	90.0	0.4	8	178,524	302.4	0.5	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	25	104,775	167	830,035	110.8	3.4	525	1,759,012	122.4	4.5	11	39,340	139.5	4.3
新事業分野進出資金	0	0	10	133,400	62.6	0.6	47	456,798	110.3	1.2	2	34,827	0.0	3.8
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,760	66.7	0.0	0	0	0.0	0.0
円 滑 化 借 換	12	232,700	181	3,030,340	66.4	12.5	1,089	12,521,356	96.1	31.7	24	318,723	92.6	34.6
【 総 合 計 】	596	10,168,965	1,751	24,178,762	146.0	100.0	4,129	39,470,819	124.1	100.0	99	922,231	140.4	100.0

(9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那 覇 市 小 口	0	0	5	16,900	56.3	62.8	34	63,331	83.4	37.5	2	7,334	148.9	38.2
宜 野 湾 市 小 口	0	0	1	3,000	35.1	11.2	13	24,769	78.3	14.6	0	0	0.0	0.0
石 垣 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	10,972	76.9	6.5	0	0	0.0	0.0
浦 添 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,840	58.3	1.1	0	0	0.0	0.0
名 護 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸 満 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖 縄 市 小 口	0	0	1	2,000	5.4	7.4	19	57,559	66.9	34.0	3	11,882	99.5	61.8
宮古島市小口	0	0	1	5,000	0.0	18.6	3	10,376	118.2	6.1	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	260	38.2	0.2	0	0	0.0	0.0
総 合 計	0	0	8	26,900	34.8	100.0	76	169,106	76.7	100.0	5	19,217	103.4	100.0

(10)提携保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
順 風 満 帆	18	249,600	172	2,776,190	66.7	45.5	570	5,513,391	78.4	30.5	11	114,761	95.5	37.5
ク イ ッ ク マ ン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,365	98.6	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	10	352,500	90	2,596,500	60.0	42.6	582	10,277,860	83.7	56.9	6	156,650	79.4	51.2
即 銭 力 7	0	0	48	279,000	95.5	4.6	176	679,171	88.1	3.8	5	18,028	279.9	5.9
沖縄TKC会員税理士	1	5,000	10	262,000	62.5	4.3	52	1,361,324	96.1	7.5	1	16,521	0.0	5.4
ベストパートナーII	2	6,500	15	184,900	225.5	3.0	35	226,442	106.0	1.3	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	31	613,600	335	6,098,590	65.7	100.0	1,416	18,062,553	83.2	100.0	23	305,960	94.3	100.0

令和2年度県融資制度の主な改正概要について

(令和2年4月申込分より)

(1) 融資利率・保証料率の変更について

令和2年度において、融資利率・保証料率の変更はございません。

(2) 中小企業セーフティネット資金の業歴要件緩和について

これまで、業歴1年が条件とされてきましたが、令和2年度コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等は、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営んでいれば、融資対象となります。

※コロナウイルス感染症以外の事由については、これまで通り業歴1年が要件となります。

(3) 資金繰り円滑化借換資金（融資対象2）への対象追加について

同制度において、危機関連保証（中小企業信用保険法第2条6項）が追加となりました。

【要件概要】

- ・1年以上事業継続。下記に該当する特例中小企業者
- ① 金融取引に支障を来し、資金調達が必要なもの。
- ② 最近3カ月の売上高が前年比15%減少し、かつその後3カ月の売上高が15%減少見込であること

※ご利用に際しては、市町村の認定書が必要となります。

(4) 利子補給対象資金の見直しについて

令和 2 年度より新事業分野進出資金および創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の 2 制度は、利子補給制度の対象外となります。

※雇用創出促進資金、ベンチャー支援資金については、前年度に引き続き利子補給の対象となります。

(5) 決算書の提出について

これまで、県制度融資お申込みの際は決算書 3 期分の提出が必要でしたがお客様の利便性を考慮し、令和 2 年度より 2 期分の提出に変更となりました。

※ 沖縄県融資制度の詳細については、パンフレット及びホームページでご確認下さい。その他、融資制度に関するご質問については、下記窓口までお願いします。

【お問合せ先】

保証第一課・保証第二課 TEL：098-863-5300

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

沖縄県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少している中小企業・小規模事業者の皆さまへ資金繰り支援策として以下の保証制度で支援致します。

(詳細については下記宛先までお問い合わせください)

【沖縄県融資制度】 → 金利(固定)・保証料の軽減

【協会制度(国制度)】 → 資金限度額の拡大

沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」			
融資対象	融資対象4(知事認定災害)	融資対象5	融資対象6
災害等	新型コロナウイルス感染症	セーフティネット4号・5号	危機関連保証
融資対象者	県内において同一事業の事業歴が1年以上 ※令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者は3カ月以上		
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※首里城火災・豚熱(CSF)の影響を受けた事業者も対象	中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネットの適用について市町村長から認定を受けた者	中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から認定を受けた者
資金使途	災害等被害対応に係る事業資金		
融資限度額	3,000万円 ※1事由につき (融資対象5→一般保証と別枠、融資対象6→一般保証、経営安定保証と別枠)		
融資期間	運転資金7年(据置1年) 設備資金10年(据置1年)		
融資利率	0.90%	0.80%(5号は1.60%)	0.80%
保証料率	0.00%(県による全額補助) ※セーフティネット5号は0.55%		
責任共有	対象	対象外(5号は対象)	対象外
協会制度(国)			
認定書	経営安定関連保証4号(セーフティネット保証)	経営安定関連保証5号(セーフティネット保証)	危機関連保証
融資対象者	別紙概要参照(経済産業省HPより)		
売上高等減少基準	▲20%	▲5%	▲15%
資金使途	経営安定に係る事業資金		
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円 ※一般保証と別枠		無担保8,000万円 有担保2億円 特別小口2,000万円 ※一般保証、経営安定関連保証と別枠
融資期間	運転資金7年(据置6カ月) 設備資金10年(据置1年)		10年以内(据置2年)
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	0.85%	0.75%	0.80%(特小0.6%)
責任共有	対象外	対象	対象外

【お問合せ先】 業務部 保証第一課・保証第二課

TEL: 098-863-5300 FAX: 098-868-7320

セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
 - ②保証割合：100%保証
 - ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →
- ※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる
- $$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$$

セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。
- 例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
 - ②保証割合：80%保証
 - ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →
- ※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる
- $$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$$

危機関連保証の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right\}$$

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状)

対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月と比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期と比較

運用
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

新型コロナウイルス感染症に関する休日相談窓口の開設について

沖縄県信用保証協会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により経営の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまのご相談に応じるため、「休日相談窓口」を以下のとおり開設しております。

実 地 期 間	3月28日以降の休日（土日、祝日）～4月末
実 地 時 間	9：00～17：00
場 所	1階（保証第一課・保証第二課内）
電 話 番 号	098-863-5300
実 施 業 務	融資や返済に関するご相談

特別相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会は、災害等により影響を受けた、又は今後影響を受ける恐れがある中小企業の皆さまへの支援策として下記「特別相談窓口」を設置しております。

窓口では、「保証付融資の返済額や期間の見直し」「運転資金」「設備資金」の相談を受付、金融機関と連携し支援します。

- ◆新型コロナウイルス肺炎関連特別相談窓口
- ◆首里城火災に関する特別相談窓口
- ◆豚コレラ（CSF）に関する特別相談窓口

【相談時間】 午前 9：00～午後 5：15（平日のみ）

経 営 支 援 課 : TEL098-863-5310
 創 業 支 援 課 : TEL098-863-5303
 保 証 第 一 課 ・ 二 課 : TEL098-863-5300
 管 理 課 : TEL098-863-5301
 宮 古 連 絡 所 : TEL0980-72-7206
 八 重 山 連 絡 所 : TEL0980-82-1854
 北 部 連 絡 所 : TEL0980-52-0009
 中 部 分 室 : TEL098-933-6091

新型コロナウイルス感染症に係る支援策パンフレットについて

経済産業省では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援策をパンフレットにまとめております。資金繰り支援、相談窓口等の各種支援策が掲載されておりますのでご活用下さい。

※パンフレットは随時更新されますので最新情報はHPよりご確認ください。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連


経済産業省

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録

→  [e-中小企業ネットマガジン](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

中小企業庁
Twitterのフォロー

→  [@meti_chusho](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。




令和2年4月13日20:00時点版

中小企業相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、従来の創業・金融・経営相談等に加え、平成 30 年 4 月から「金融機関紹介」に関するご相談もお受けすることと致しましたので、お気軽にご利用下さい。

①金融機関紹介に関するご相談

ご相談の上、沖縄県信用保証協会から金融機関をご紹介します。

②相談内容

- これから創業される方（創業相談）
- 金融機関から借入をお考えの方（金融相談）
- 経営の問題や課題を解決したい方（経営相談）



※紹介した金融機関における、融資の確約をするものではありません。
※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合があります。

【相談時間】 9 : 00 ~ 17 : 00（但し、平日のみ）

【問い合わせ先】 業務部 保証第一・二課 TEL098-863-5300

経営支援部 経営支援課 TEL098-863-5310

創業支援課 TEL098-863-5303

事業承継特別保証制度のご案内

令和2年4月1日より「事業承継特別保証制度」の取扱を開始しております。本制度は、中小企業・小規模事業者のみならずの喫緊の課題である事業承継時における後継者の経営者保証を可能な限り解除することを後押しするため、一定の要件の下、経営者保証を不要とする新たな保証制度です。

項目	内容
制度名	事業承継特別保証制度
申込資格要件	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者(※対象者は法人のみ) (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (※)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
申込方法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限ります
保証限度額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円) 有担保2億円(組合等4億円)・無担保8,000万円
対象資金	事業資金(ただし、借換は事業承継の前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限ります。) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)
保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%(※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は信用保証料率を大幅に軽減) ※経営者保証コーディネーター…経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)
担保・保証人	担保:必要に応じて徴求 保証人:徴求しない

参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて
本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。
中小企業庁 HP: <https://www.chusho.meti.go.jp/hosyoukaijo/index.htm>

お問い合わせ先

業務部

●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

経営支援部

●経営支援課 TEL:098-863-5310

●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ

<https://www.okinawa-cgc.or.jp/>

©光プロダクション



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

令和元年 12 月

事業承継に関する各種保証制度について

当協会では、事業承継に関する支援も行っており、様々な場面に応じた保証制度がご利用できます。令和2年4月1日より開始しました「事業承継特別保証制度」(15ページ参照)以外にも下記の保証制度がご利用できますので、お気軽にご相談下さい。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



事業承継に関する保証制度のご案内

©光プロダクション

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 創業者・事業承継支援資金 | ☐ 特定経営承継関連保証 |
| ☐ 経営承継関連保証 | ☐ 特定経営承継準備関連保証 |
| ☐ 経営承継準備関連保証 | ☐ 事業承継サポート保証 |

中小企業者の多様な事業承継に応じた保証(融資)制度をご用意しております。

* 詳細については、当協会のHPよりご確認ください。

お問い合わせ先

【業務部】

●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

【経営支援部】

●経営支援課 TEL:098-863-5310

●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

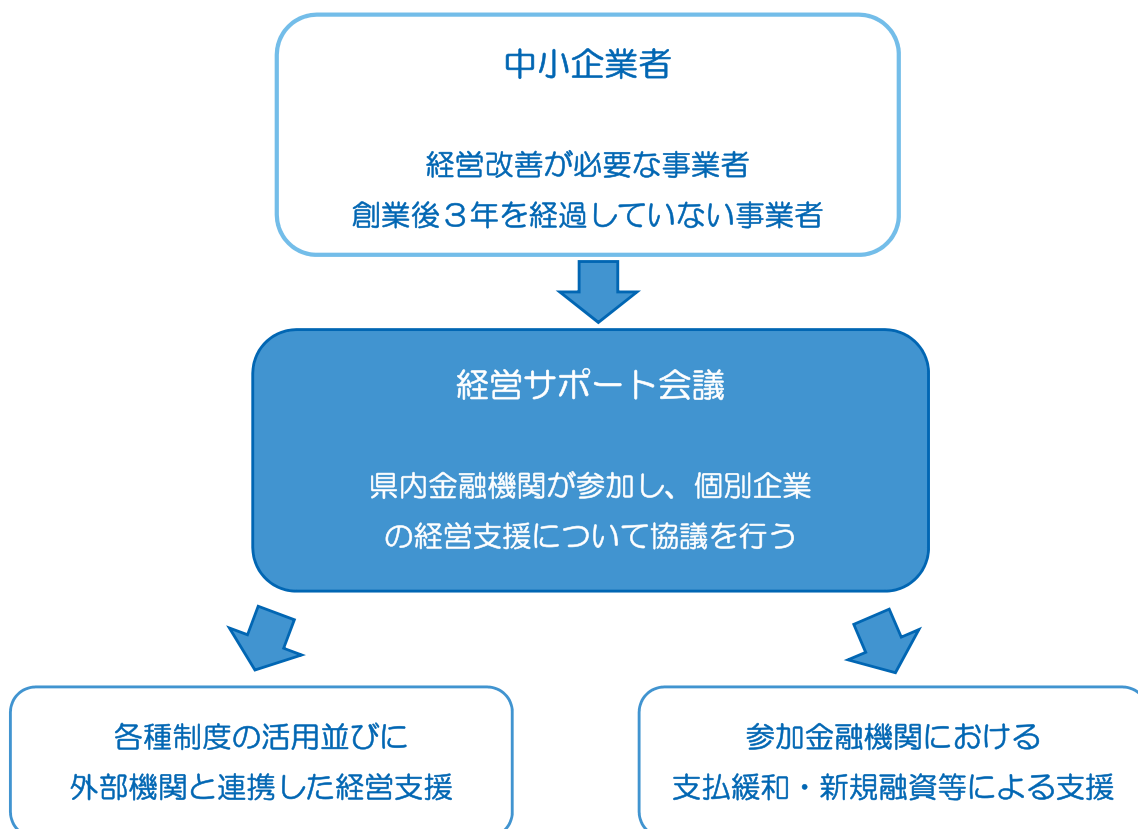
経営サポート会議を開催します

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」の中小企業支援の一環として「おきなわ経営サポート会議」を中小企業の皆様のご要望により開催しております。

【会議の目的】

関係金融機関が一堂に会すことにより、スピーディーで効果的な経営支援を行うことを目的としています。

【経営サポート会議の流れ】



お問合せ先

おきなわ経営サポート会議事務局
経営支援課 TEL：098-863-5310

「ミラサポ plus」について

中小企業・小規模事業者のために役立つ情報を提供してきた「ミラサポ」が、令和2年4月より「ミラサポ plus」として新しく生まれ変わります。

補助金等の支援制度や中小企業事例集の検索サービスが利用できるようになり、電子申請サイトまでワンストップで利用いただけます。是非、ご利用下さい。

中小企業庁 <http://mail.mirasapo.jp/c/bEsgavgRh8qbuiad>

補助金検索と電子申請は
ミラサポplusでもっと便利に、簡単に！

ミラサポplus
中小企業向け補助金・支援サイト



https://mirasapo-plus.go.jp/

Q「ミラサポplus」でできること

制度 支援制度を探す
支援者 支援者・支援機関を探す
事例 事例を探す

さらに、電子申請をサポート！

会員登録(無料)でもっと便利に

経済産業省

ミラサポ会員(無料)になると…

メリット1
最新情報を見逃さない

- パーソナライズ: あなたの登録情報に合わせておすすめの情報を表示します。
- お気に入り: 情報を簡単に「お気に入り」に登録できます。

メリット2
補助金の電子申請がもっと簡単に！

- 電子申請サポート: 各種電子申請で繰り返し入力が必要になる必要書類や財務情報等を削減できます。
- e-Tax等外部サイト連携: e-Taxや速達に電子申請のシステムからデータ連携することが可能です。

メリット3
さらに、経営診断や現状分析も！

- 診断レポート: 入力された財務情報から診断レポートを生成します。
- 現状分析シート: 支援制度とのコミュニケーションや情報収集に役立つ、現状分析シートを作成・閲覧できます。

※経済産業省「e-Governanceプラットフォーム」の機能の一部

「ミラサポ」をお使いの皆さまへ

Q「ミラサポplus」になって何がかわるの？

A: コミュニティは廃止し、より活用性の高い検索や電子申請サポートに特化したサイトにも変わります。また、従来のメニューが代わり、更新情報でお届けします。ミラサポは国・都道府県の開設のみとなります。

Q「ミラサポ」の会員登録は引き続き行われるの？

A: お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いいたします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員登録は、「専門家連携」申込の際に必要となりますので、併せてお申し込みください。

中小企業庁 ミラサポplusお問合せ窓口
mirasapoplus-goiken@meti.go.jp
https://mirasapo-plus.go.jp/

Q ミラサポ plus

「経営力向上計画申請」の電子申請について

「経営力向上計画に係る認定申請書」について、令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請ができるようになります。

【電子申請のメリット】

- ・ 申請書作成にあたり記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能の活用
- ・ 申請書の郵送費用が不要

※「経営力向上計画」…経営力向上のための人材育成や財務管理、設備津市などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営力向上計画の申請をお考えのみならず
経営力向上計画申請プラットフォームで
電子申請が可能になります！！

現在、郵送でご提出いただいていた「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) から電子申請できるようになります。ログインには **gBizID** が必要ですので事前の取得をお願いします。

※ 電子申請ができるのは、経済産業省や一部省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び文部科学省（以下））宛ての申請に限られます。
※ 電子申請ができない場合、申請力向上認定等にありますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
⇒ 申請書の作成データがシステムに保存され、その後変更申請書を作成する際に活用できます。

✓ **郵送不要の電子申請が可能になります**

STEP1 様式ダウンロード
STEP2 申請書作成
STEP3 ログイン
STEP4 郵送

令和2年4月以降
システムへログイン
申請書を作成
電子申請
経営力向上計画

✓ **gBizIDの取得の流れ**

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4

「gBizID」のサイトで、gBizID申請書を作成します。
申請書と必要書類をgBizID申請センターから郵送します。
審査が完了するとメールが届きます。
メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定して完了です。

※ gBizIDの取得と経営力向上計画の申請、gBizIDの活用は別々です。

「経営力向上計画」について

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

✓ **電子申請のメリット**

- ・ 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・ 申請書の郵送費用が不要になります。

※ 以下は経済産業省宛に提出する電子申請の場合
・ 認定後経過期間が1日（提出の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
・ 認定後は郵送されます。システムからダウンロードすることが可能です。

✓ **電子申請方法**

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、gBizIDでログイン/ログアウト。事前に取得したgBizIDのアカウントIDとパスワードを入力してログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックし、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終えると、④電子申請可能な場合：「申請ボタン」をクリックしてください。
④電子申請ができない場合：PDF出力が可能です。また「印刷ボタン」をクリック、次に「PDF出力ボタン」をクリック、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。

新しい申請方法は、経営力向上計画申請プラットフォームのサイト内に掲載されている操作説明書で参照ください。

【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957
・ 受付時間：平日9:30-12:00、13:00-17:00

gBizID
「gBizID」について

法人、個人事業主のための政府が発行する共通アカウントです。
複数のオンライン行政手続をこのアカウントでご利用いただけます。

gBizIDにより経営力向上計画申請プラットフォームでもできること

	経営力向上計画申請書 (承認/不承認/再提出)	経営力向上計画申請	設備投資助成金申請
gBizIDセンター	○	×	×
gBizIDプライム	○	○	○

✓ **gBizIDプライムの取得方法**

1. 「gBizID」のホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/>) から「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックし、申請書を作成・ダウンロードします。
2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をgBizID運用センターに送付します（詳しくはgBizIDのホームページをご覧ください）。
3. 申請が承認されると、メールが送られます（審査に数日要します）。
4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

gBizIDへようこそ。

アカウントの機能にご注意ください！
「gBizID」には、2種類のアカウントがありますが、多くの行政手続では、「gBizIDプライム」のアカウントが必要です。

2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をgBizID運用センターに送付します（詳しくはgBizIDのホームページをご覧ください）。

3. 申請が承認されると、メールが送られます（審査に数日要します）。

4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

△ **最後にご確認ください**

- ・ 「gBizIDプライム」アカウント登録には会社代表者本人（事業主本人）のメールアドレス、捺印証明書の提出が必要です。
- ・ 審査に数日かかりますので、期間に余裕を持って登録してください。

【お問い合わせ】
「gBizID」ヘルプデスク 06-6225-7877
・ 受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祭日、年末年始を除く

「働き方改革」セミナー開催

経営支援の一環として、中小企業、小規模事業者の課題として昨今話題に挙がる「働き方改革」をテーマにセミナーを開催致しました。単に取組むのではなく、経営に活かし、役立てることができるような取組方法について分かりやすく伝えていただきました。

また新型コロナウイルスの影響もあるため、「雇用調整助成金」についても説明がありました。ご多忙の中、セミナーへの参加、案内等にご協力して頂きをありがとうございました。

【日程】令和2年 3月23日(月)

【場所】グッジョブセンターおきなわ 研修室

主催 グッジョブ相談ステーション

共催 沖縄県信用保証協会 後援 中小企業整備基盤機構 沖縄事務所

～ チラシ～



※参加無料

令和元年度 事業主向け雇用支援事業

経営に役立てる「働き方改革」セミナー

新型コロナウイルス「雇用調整助成金」等の説明も併せて行います。

働き方改革関連法の概要?

取り組む内容とは?

助成金・補助金

人材採用から育成

2019年4月からスタートした「働き方改革」について、企業として知っておきたい内容（労働時間の管理、年次有給休暇の義務化のなど）わかりやすくお伝えします。この機会にぜひご参加いただき、自社の「働き方改革」の取り組みのきっかけとして頂ければと思います。

セミナー概要

【日時】令和2年 3月23日(月) 14:00～16:00
 【場所】グッジョブセンターおきなわ 研修室
 〒901-0021 那覇市泉崎1-20-1 (カフナ旭橋A街区6階)
 【対象】事業主、人事・総務担当者、創業予定の方
 【定員】20名(※申込先着順)

□こんな人におすすめです！

- ・働き方改革とは聞くけど何から初めていいかわからない
- ・気をつける点、取り組む必要な点を知りたい。
- ・法律の義務化で罰則があるのか気になる。
- ・働き方改革で経営を圧迫するのではない心配。
- ・どんな助成金があるのか知りたい。
- ・ハローワークからの採用以外でも助成金活用できる？

◆講師
 とまと社労士オフィス
 代表 名城 志奈
 (社会保険労務士)

平成21年とまと社労士オフィスを開設。人材育成、人事評価制度構築など人事労務コンサルタントとして、またキャリアアドバイザーとして琉球大学にて就職支援も行っている。

※お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

主催 グッジョブ相談ステーション
 共催 沖縄県信用保証協会 後援 中小企業整備基盤機構 沖縄事務所

【申込先&お問合せ先】
 事業主向け雇用支援事業 事務局(グッジョブ相談ステーション)
 電話番号 098-941-2044 担当: 安里、矢橋
 メール info@goodjob-station.okinawa

※お電話、メール、FAX(下記申込欄をご記入の上)にてお申込みください。

FAX 申込書 グッジョブ相談ステーション行 FAX 098-917-2080

企業名: _____

参加者名: _____ 参加人数: _____ 名

電話番号: _____

※ご記入頂きました情報は、各種セミナー等の情報提供のためFAX、DM、メール送付等の用途に使用させていただきます。

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

信用保証協会では、下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資*について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。 ※既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。

② 直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。

また、その他の経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以 上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当信用保証協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

T E L.098-863-5300 F A X.098-868-7320 E-mail sinsa@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 経営支援部

T E L.098-863-5310 F A X.098-868-5316 E-mail keieishien@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 管理部

T E L.098-863-5301 F A X.098-863-5307 E-mail kanri@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 組織体制

令和2年4月1日

組 織 体 制						
			主な業務	担当地域	TEL	FAX
本 所	役員付調査役		内部監査等		098-863-5077	098-863-6809
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援、条件変 更	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室			保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871
北部連絡所				名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020
宮古連絡所				宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314
八重山連絡所				石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429



沖縄県信用保証協会

本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809
【管理部】代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
管 理 課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
【経営支援部】経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316
【業務部】保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中 部 分 室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091

北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009

宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206

八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>